

2018年6月27日

各 位

会 社 名 京セラ株式会社  
代表者名 取締役社長 谷本 秀夫  
(コード番号 6971 東証第1部)  
問合せ先 取締役 執行役員常務 青木 昭一  
(TEL (075)604-3500)

### 米国預託証券(ADR)のニューヨーク証券取引所における上場廃止完了について

京セラ株式会社(以下、当社)は、2018年2月26日開催の取締役会において、ニューヨーク証券取引所(以下、NYSE)における米国預託証券(以下、ADR)の自主的な上場廃止、及び米国証券取引委員会(以下、SEC)への登録廃止申請を行うことを決議し、その旨を公表しました。

当該決議に基づき、当社は2018年6月5日(米国時間、以下同じ)にNYSEに対して上場廃止の通知を行うとともに、その後の上場廃止に関する日程を公表しました。また、2018年6月15日に、SECに対して、NYSE上場廃止及びSEC登録廃止の申請書(Form 25)を提出しました。

今般、2018年6月26日付で上場廃止が完了し、同日に米国証券取引法に基づく継続開示義務を終了させるための申請書(Form 15F)をSECに提出しましたのでお知らせします。

### 記

#### 1. 上場廃止日(米国時間)

2018年6月26日

#### 2. 上場を継続する取引所

東京証券取引所

#### 3. SECへの登録廃止

SEC登録廃止は、Form 25の提出日から90日後の2018年9月13日に完了する予定です。また、米国証券取引法に基づく継続開示義務はForm 15Fの提出をもって一旦停止し、当該申請書の提出日から90日後の2018年9月24日に終了する予定です。

なお、SECから審査期間の延長等の通知があった際には、上記予定に変更が生じる場合があります。

また、米国証券取引法に基づく当社の継続開示義務は停止していますが、当社は、米国証券取引法に基づく開示について、継続開示義務が終了する2018年9月24日まで自主的に実施する予定です。

#### 4. 今後の対応

SEC 登録の廃止により、当社の年次報告書 (Form 20-F) を含む米国証券取引法に基づく継続開示義務は終了しますが、当社の連結財務諸表及び日本国内における法定開示書類につきましては、当社ホームページ上で英文による開示を継続し、海外を含めた株主及び投資家の皆様に対する情報開示の維持・向上に努めます。

なお、当社は、NYSE 上場廃止後も米国における ADR プログラムを継続しており、引き続き米国の店頭市場において当社 ADR の取引は可能となっております。

#### 5. 当社 ADR に関する問い合わせ先

Citibank, N.A. Shareholder Services (米国)

電話番号 : 1-877-248-4237 (米国内無料通話)

1-781-575-4555 (米国外から)

ウェブサイト : [www.citi.com/dr](http://www.citi.com/dr)

E-mail : [citibank@shareholders-online.com](mailto:citibank@shareholders-online.com)

営業時間は米国東部時間の平日午前 9 時から午後 5 時まで

以 上